

全 建 事 発 第 12 号
平成 27 年 4 月 16 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 近 藤 晴 貞
[公 印 省 略]

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
の適切な運用の徹底について（お知らせ）

標記の件につきまして、このたび国土交通省より別添の「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の適切な運用の徹底について」のとおり周知の依頼がありました。

つきましては、本件につき会員企業に対し、対象建設工事の発注者とも連携し、建設リサイクル法が確実に遵守されるよう、ご周知を賜われますようよろしくお願いいたします。

なお、別添の書類のとおり、建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」）10条は対象建設工事の発注者の義務ではありますが、同法12条の元請業者の説明義務にも関係する事項となっておりますので、念のため申し添えます。

以 上

（担当）事業部 森
電話：03-3551-9396
FAX：03-3555-3218
メール：jigy@zenken-net.or.jp



国土建第10号
平成27年4月9日

(一社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の適切な運用の徹底について

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）については、平成12年に公布され、その適正かつ円滑な施行を図っているところですが、今般、同法第10条に基づく対象建設工事の発注者による届出の手続きが適切に行われていなかった事案が明らかとなりました。

つきましては、同種事案の再発防止のため、貴団体におかれては、傘下の建設企業に対し、対象建設工事の発注者とも連携し、建設リサイクル法が確実に遵守されるよう、改めて周知徹底いただくようお願いします。

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（抜粋）

第三章 分別解体等の実施

（対象建設工事の届出等）

第十条

対象建設工事の発注者又は自主施工者は、工事に着手する日の七日前までに、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造
 - 二 新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類
 - 三 工事着手の時期及び工程の概要
 - 四 分別解体等の計画
 - 五 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み
 - 六 その他主務省令で定める事項
- 2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち主務省令で定める事項を変更しようとするときは、その届出に係る工事に着手する日の七日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項又は前項の規定による届出があった場合において、その届出に係る分別解体等の計画が前条第二項の主務省令で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から七日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る分別解体等の計画の変更その他必要な措置を命ずることができる。

（国等に関する特例）

第十一条

国の機関又は地方公共団体は、前条第一項の規定により届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

（対象建設工事の届出に係る事項の説明等）

第十二条

対象建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）を発注しようとする者から直接当該工事を請け負おうとする建設業を営む者は、当該発注しようとする者に対し、少なくとも第十条第一項第一号から第五号までに掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

- 2 対象建設工事受注者は、その請け負った建設工事の全部又は一部を他の建設業を営む者に請け負わせようとするときは、当該他の建設業を営む者に対し、当該対象建設工事について第十条第一項の規定により届け出られた事項（同条第二項の規定による変更の届出があった場合には、その変更後のもの）を告げなければならない。